

株 主 各 位

静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の35

パールステック工業株式会社

代表取締役社長 鈴木 幸博

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適切な感染防止策を実施のうえ本株主総会を開催いたしますが、株主総会開催日現在の感染状況や株主様ご自身の健康と安全面を最優先にご検討いただき、事前による議決権の行使をご検討いただきますようお願い申しあげます。

お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、令和4年6月23日（木曜日）午後5時30分までに必着にてご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月24日（金曜日）午後2時
2. 場 所 静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の35
当社 本社 4階会議室
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第53期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
 3. 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。
(https://www.pulstec.co.jp/ir/library/shareholder_meeting)

〈新型コロナウイルス感染防止に関するお願い〉

- ・マスクの着用、検温の実施、手指のアルコール消毒にご協力願います。
 - ・座席間隔を広くするため、座席数を少なくしております。
 - ・場内の換気のため、窓を開けることがあります。
 - ・総会の議事は、時間を短縮した進行とする予定です。
 - ・株主総会終了後の製品説明会は行いませんのでご了承願います。
- なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
(https://www.pulstec.co.jp/ir/library/shareholder_meeting)

(添付書類)

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が継続する中で、設備投資関連は多少持ち直しの動きが見られましたが、エネルギー価格の高騰、半導体の供給不足、急激な円安の進行による物価の上昇などに加え、ロシアのウクライナ侵攻による各国の経済制裁による影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当業界におきましては、新規製品の引合い増加に加え設備投資案件の引合いも増加傾向となり、回復基調で推移いたしました。が、主要顧客である輸送機器関連を中心に、半導体関連や電子部品等の調達難により、大手メーカーでは生産調整や操業停止を余儀なくされるなど、厳しい受注環境となりました。

このような状況のなかで当社グループは、既存顧客への深耕営業に努めるとともに、ウェビナー（WEBセミナー）の継続開催による新規顧客の開拓、WEB会議の開催、ホームページの拡充、インターネットを活用した動画配信を一層強化するなど、コロナ禍による厳しい環境にも対応可能な新たな営業スタイルの確立に注力いたしました。

以上の結果、売上高は24億45百万円（前年同期比17.0%増）、営業利益は3億11百万円（前年同期比95.0%増）、経常利益は3億51百万円（前年同期比82.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等調整額△77百万円（△は益）の計上により3億40百万円（前年同期比117.4%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

（X線残留応力測定装置関連）

活動を自粛していた展示会や学会が再開され対面営業等も通常に戻りつつあり、WEBによる展示会への出展、SNSによる情報発信等、新たな試みのウェビナーにつきましても予想を上回る反響が得られるなど、インターネットを活用した営業活動も定着しつつあり、従来とは異なる顧客への積極的なアプローチを展開いたしました結果、売上高は7億15百万円（前年同期比40.2%増）、セグメント利益は2億84百万円（前年同期比156.7%増）となりました。

(ヘルスケア装置関連)

受託開発案件では、課題検討の長期化や追加仕様への対応により、作業工数が予定を大幅に上回るなどのマイナス面もありましたが、既存顧客からの新たな受託開発・試作・量産等の引合い増加、新規顧客との取引開始、受注済み装置の生産性向上などにより利益率も大幅に改善したことから、売上高は9億82百万円(前年同期比39.1%増)、セグメント利益は86百万円(前年同期比123.2%増)となりました。

(光応用・特殊機器装置関連)

個別案件の引合いは好調を維持しているものの、生産調整による出荷台数の減少、顧客都合による生産計画の変更や仕様検討の長期化に加え、受注時期の先送りや海外出張の渡航規制などの影響により、売上高は7億46百万円(前年同期比14.5%減)、セグメント利益は2億45百万円(前年同期比3.8%減)となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達状況

当連結会計年度において実施した主な設備投資は、生産設備用除湿装置、駐車場舗装工事及び販売促進用デモ機等で、設備投資額は51百万円となりました。

なお、資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社グループの主力製品は、測定装置や検査装置等の自社開発製品と受託開発製品であり、いずれも光波センシング技術を応用した独自性の高い製品を特長としており、輸送機器関連や医療機器関連業界のほか、様々な業種の優良企業を主要顧客として社業を発展させてまいりました。

未だ終息が見えない新型コロナウイルス感染症に加え、ロシアのウクライナ軍事侵攻による地政学リスクやエネルギー価格の高騰、半導体の供給不足、急激な円安など、厳しい経営環境にありますが、X線残留応力測定装置関連、ヘルスケア装置関連、光応用・特殊機器装置関連を事業の柱として、さらなる社業の拡大発展に向けて、次の経営課題に取り組んでまいります。

① 製品セグメント別の重点課題

X線残留応力測定装置関連

- ・既存製品の拡販
- ・海外子会社及び国内外の商社・代理店の有効活用による販路の拡大
- ・WEBを活用したセミナーや販促活動の充実強化
- ・既存顧客へのサポート体制の整備及び保守メンテナンスの拡充

ヘルスケア装置関連

- ・新たな受託開発案件の獲得
- ・受託開発完了後の生産性向上及び原価低減並びに品質管理の体制強化
- ・医療機器関連メーカーとの関係強化によるOEM製品の受注拡大
- ・設計、製造業務委託先の開拓と連携強化

光応用・特殊機器装置関連

- ・長期のビジネスパートナーとなり得る優良顧客の獲得
- ・高付加価値でリピート性の高い専用検査装置の受注確保及び原価低減
- ・設計、製造業務委託先の開拓と連携強化

② 新規事業・新製品の早期創出

新たな事業の柱となり得る新規事業の早期創出や既存製品の拡充となる新製品開発を積極的に行うとともに、当社の強みである光波センシング技術や各要素技術のさらなる研鑽に努めてまいります。

③ 仕入先や外注加工先との連携強化

半導体や電子部品、加工品等の調達難に対処するため、調達先との良好な関係を維持するとともに、新たな調達先の開拓に一層注力することにより、さらなる原価低減、品質向上、短納期対応に努めてまいります。

④ 人材の採用と育成

将来を担う優秀な人材を確保するため、新規学卒者の採用と即戦力となる中途採用をバランスよく実施するとともに、定年退職者の再雇用や派遣社員、嘱託、パートタイム等も積極的に活用してまいります。

また、人材育成と組織の活性化は重点課題であり、働き方改革を推進することにより、名実ともに働き甲斐のある会社となるよう注力してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 50 期 (平成31年 3 月期)	第 51 期 (令和 2 年 3 月期)	第 52 期 (令和 3 年 3 月期)	第 53 期 (当連結会計年度) (令和 4 年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	2,610	2,318	2,090	2,445
経 常 利 益 (百万円)	512	364	192	351
親会社株主に 帰属する (百万円) 当期純利益	452	219	156	340
1 株当たり当期純利益	330円45銭	160円51銭	114円40銭	248円75銭
総 資 産 (百万円)	4,167	3,795	4,001	4,647
純 資 産 (百万円)	2,904	2,909	2,995	3,273

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Pulstec USA, Inc.	450千米ドル	100%	X線残留応力測定装置の販売及び保守

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

セグメント名	主 要 な 事 業 内 容
X線残留応力測定装置関連	X線残留応力測定装置の製造及び販売
ヘルスケア装置関連	医療機器関連の受託開発及び受託製造
光応用・特殊機器装置関連	顧客仕様に基づく計測・制御・データ処理等を行う専用機器・装置の製造及び販売

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本社工場	静岡県浜松市北区
東京営業所	東京都品川区

② 子会社

名 称	所 在 地
Pulstec USA, Inc.	米国

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
134名	2名減

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託15名、パートタイム8名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	前事業年度末比
133名	45.5才	21.8年	2名減

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託15名、パートタイム8名は含まれておりません。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高(百万円)
株式会社商工組合中央金庫	100
株式会社静岡銀行	49
浜松磐田信用金庫	25

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,368,378株（自己株式 25,081株を除く。）
- (3) 株 主 数 1,772名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
伊 藤 克 己	115	8.41
坪 井 邦 夫	104	7.61
後 藤 修 二	51	3.75
新東工業株式会社	36	2.64
竹 内 正 規	33	2.45
安 田 哲 雄	27	1.98
株式会社丸喜堂	27	1.98
坪 井 啓 明	27	1.97
鈴 木 幸 博	26	1.92
坪 井 進 明	25	1.83

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 幸博		Pulstec USA, Inc. 代表取締役社長
取 締 役	氏 家 雅 彦	技 術 部 長	
取 締 役	青 野 嘉 幸	営 業 部 長	
取 締 役	工 藤 孝 史	管理部長及びIR担当	
取 締 役	高 貝 亮		浜松綜合法律事務所代表
常 勤 監 査 役	松 島 靖 文		
監 査 役	片 田 直 樹		片田会計事務所代表
監 査 役	岡 本 英 次		はままつ共同法律事務所弁護士

- (注) 1. 高貝亮氏は、社外取締役であります。また、同氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
2. 片田直樹氏及び岡本英次氏は、社外監査役であります。また、両氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
3. 取締役高貝亮氏が代表である浜松綜合法律事務所、監査役片田直樹氏が代表である片田会計事務所及び監査役岡本英次氏が属するはままつ共同法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。
4. 監査役片田直樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岡本英次氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び連結子会社の役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

- (イ) 当社の企業理念の下、様々な利害関係者と持続的かつ安定的な成長を図る上で、適切な利益を共有する報酬制度とする。
- (ロ) 各々の役員が担う役割、責任及び成果に応じた報酬制度とする。
- (ハ) 当社の経営環境や業績の状況を反映した報酬制度とする。
- (ニ) 社会情勢及び役員報酬等の調査データを踏まえ、報酬体系、報酬水準の改訂を適切に行い、競争力のある報酬制度とする。
- (ホ) 過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず中期・長期的な業績向上並びに企業価値向上に資する報酬制度とする。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を取締役に諮り、報酬案に対する独立社外役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第33回定時株主総会において年額2億円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。

監査役の報酬限度額は、平成8年6月24日開催の第27回定時株主総会において年額500万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	業績連動 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	82,160 (1,430)	75,840 (1,320)	6,320 (110)	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,480 (1,680)	12,480 (1,680)	—	—	3 (2)

(5) 社外役員に関する事項

主要な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	高 貝 亮	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、弁護士の見地から経営課題に対する適切な監督や助言等を適宜行っております。
監査役	片 田 直 樹	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席、また、監査役会5回の全てに出席し、公認会計士の見地から発言を行っております。
監査役	岡 本 英 次	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席、また、監査役会5回の全てに出席し、弁護士の見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ときわ監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|------------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 17,000千円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,000千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項・第2項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会において、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の独立性、職務執行の状況などを勘案し、再任・不再任を決定する方針であります。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、令和3年6月9日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を一部改定しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 管理部は、コンプライアンス体制に関する規程を整備し、取締役が法令、定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役に対して教育等を行う。

(ロ) 上述の活動概要は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

(ハ) ビジネス・コンダクト・ガイドラインを見直し、社員の倫理基準をより明確にする。

(ニ) 管理部は、コンプライアンスに関する教育計画を策定し、実施する。

(ホ) 内部監査室は、必要に応じて監査チームを編成し、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。

(ヘ) 管理部は、コンプライアンスについて、電子メールによって自由に通報や相談ができる仕組みを作る。

(ト) 管理部、内部監査室及び監査役は、それぞれ連携して全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査及び検討する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(イ) 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・経営会議議事録
- ・税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し
- ・その他文書管理規程に定める文書

(ロ) 上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2営業日以内に当社において閲覧が可能な場所及び方法とする。

(ハ) 上記文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) リスク管理を体系的に規定するリスク管理規程を定める。
 - (ロ) 特定の担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として指名するとともに、管理部を統括責任部署とする。
 - (ハ) 管理部は、リスク管理規程に基づいて予め具体的なリスクを想定または分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - (ニ) 内部監査室は、必要に応じて監査チームを編成し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
 - (ホ) 統括責任者は、定期的上記のリスク管理体制整備の進捗状況を確認するとともに、リスク管理に関する事項を定期的取締役会及び監査役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 経営の迅速化と効率化を図るため、機能別組織の責任者を取締役とする。技術部を統括管理する取締役、営業部を統括管理する取締役、事業推進室を統括管理する取締役、管理部を統括管理する取締役をそれぞれ配置することにより、取締役会で意思決定した事項を迅速に実施できる体制とする。
 - (ロ) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を指示しその状況を監督する。
 - (ハ) 「職務分掌規程」「職務権限規程」に基づいた業務の執行を行う。
 - (ニ) 月次で開催する経営会議において、業務執行に関する経営課題を実務的な観点から協議する。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社グループとしての企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念を統一する。
 - (ロ) 管理部は、子会社の業務執行状況及び会計処理等について総括的な指導と管理を行う。
 - (ハ) 当社グループ内の通報制度を整備し、当社グループ内の役職員から当社の管理部への直接通報を可能にする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査役は、内部監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
 - (ロ) 監査役の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならない。
 - (ハ) 監査役の補助者には、必要な調査権限・情報収集権限を付与する。

- ⑦ 取締役、その他使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告するための体制並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 当社並びに子会社から成る当社グループの取締役、監査役、使用人等は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他重要事項を監査役に報告する。
 - (ロ) 内部通報制度による通報内容は、監査役に報告する。
 - (ハ) 監査役に報告したことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう保護する。
- ⑧ 監査役は、監査費用の前払い又は償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い、償還及びその他の監査費用等の処理を求めたときは、管理部において速やかに処理する。
- ⑨ 監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
 - (ロ) 監査役が実施した監査内容は、監査職務執行報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (イ) 経理規程並びに関連規程について、必要に応じて見直しを行う。
 - (ロ) 内部監査室は、財務報告の信頼性が確保されているかを評価するため、定期的に内部統制システムの監査を行い、必要に応じて是正勧告を行う。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- (イ) 当社グループは、市民及び地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で対応するとともに、一切の係わりをもたないことを基本とする。
 - (ロ) 反社会的勢力から何らかの働き掛けがあった場合は、管理部長に情報を集約し、組織にて対応する。また、静岡県警を母体とした「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、当局や近隣の企業と連携することにより、反社会的勢力の動向に関するタイムリーな情報を入手するとともに、具体的な防衛手段の構築に努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会で決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、各責任者及び関係部署において関連諸規程を整備するとともに、諸制度の制定及び運用など、全社を挙げて取組んでおります。

内部統制システムの運用状況について、重要な不備がないか常時モニタリングを行うとともに、年度計画に基づく内部監査を実施し、結果及び経過については月次で開催される経営会議において報告されております。

内部統制システムの重要性とコンプライアンスに関する意識付け、リスク管理に関する教育訓練については、管理部及び内部監査室が中心となって実施しております。

監査役は、年度監査計画に基づき、代表取締役社長及び会計監査人との意見交換を定期的実施するとともに、内部監査室が行う内部統制システム全般の整備・運用状況に関する内部監査の結果及び是正処置の内容について確認しております。

また、当社は、反社会的勢力に対抗するため、「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、警察当局や加盟企業との連携強化及び情報収集を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、業績に応じて安定的な配当を継続して行うとともに、内部留保資金は、事業のさらなる拡大・発展を図るため、新規事業の創出、新製品・新技術の開発、生産・研究開発用設備、人材の確保・育成等に充当することを基本方針としております。また、配当性向の目安を30%として業績に応じた利益還元を行うこととしております。

当期の剰余金の配当につきましては、基本方針に基づき経営環境等を総合的に勘案し、1株につき85円の普通配当とさせていただきます。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,497,798	流 動 負 債	774,329
現金及び預金	2,212,632	支払手形及び買掛金	63,629
受取手形	217,540	電子記録債務	234,202
売掛金	463,834	1年内返済予定の長期借入金	37,340
仕掛品	421,870	未払法人税等	94,694
原材料及び貯蔵品	168,750	契約負債	51,431
その他	13,169	賞与引当金	118,428
		その他	174,604
固 定 資 産	1,150,083	固 定 負 債	599,933
有 形 固 定 資 産	536,750	長期借入金	137,360
建物及び構築物	246,786	退職給付に係る負債	462,573
機械装置及び運搬具	41,657	負 債 合 計	1,374,263
工具、器具及び備品	51,627	(純 資 産 の 部)	
土地	196,055	株 主 資 本	3,264,836
建設仮勘定	622	資本金	1,491,375
無 形 固 定 資 産	22,707	資本剰余金	929,795
投資その他の資産	590,625	利益剰余金	1,009,875
投資有価証券	110,135	自己株式	△166,210
長期預金	50,000	その他の包括利益累計額	8,782
繰延税金資産	122,055	その他有価証券評価差額金	2,968
その他	308,435	為替換算調整勘定	5,814
		純 資 産 合 計	3,273,619
資 産 合 計	4,647,882	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,647,882

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,445,227
売 上 原 価		1,548,613
売 上 総 利 益		896,613
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		584,901
営 業 利 益		311,711
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,219	
為 替 差 益	17,475	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,800	
売 電 収 入	12,431	
助 成 金 収 入	6,335	
そ の 他	2,207	47,469
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	483	
売 電 費 用	7,106	7,590
経 常 利 益		351,591
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,338	1,338
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	210	210
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		352,718
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	89,994	
法 人 税 等 調 整 額	△77,682	12,311
当 期 純 利 益		340,407
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		340,407

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,491,375	929,795	731,054	△165,878	2,986,347
当期変動額					
剰余金の配当			△61,586		△61,586
親会社株主に帰属する 当期純利益			340,407		340,407
自己株式の取得				△332	△332
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	278,820	△332	278,488
当期末残高	1,491,375	929,795	1,009,875	△166,210	3,264,836

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	8,912	△218	8,694	2,995,042
当期変動額				
剰余金の配当				△61,586
親会社株主に帰属する 当期純利益				340,407
自己株式の取得				△332
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5,944	6,033	88	88
当期変動額合計	△5,944	6,033	88	278,577
当期末残高	2,968	5,814	8,782	3,273,619

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 Pulstec USA, Inc.

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以 時価法

外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品 最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～38年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- ① 企業の主要な事業における
主な履行義務の内容 X線残留応力測定装置の製造及び販売、医療機器関連の受託開発及び受託製造、顧客仕様に基づく計測・制御・データ処理等を行う専用機器・装置の製造及び販売等しております。
- ② 企業が当該履行義務に関する
収益を認識する通常の時点 顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたものと判断しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の
方法 退職給付債務は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。
- ② 外貨建の資産及び負債の本
邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「支払手形」に含めておりました「電子記録債務」(前連結会計年度172,256千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

当連結会計年度において、繰延税金資産を122,055千円計上しております。

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りを行うに当たり、当該感染症の影響が及ぼす期間について令和5年3月まで続くとの仮定のもと、会計上の見積りを行っておりますが、当該感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建物及び構築物	670千円
	機械装置及び運搬具	39,538
	土地	47,320
	長期預金	50,000
	計	137,528千円
担保に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	10,320千円
	長期借入金	64,380
	計	74,700千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,461,520千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 1,393,459株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年6月18日 定時株主総会	普通株式	61,586,235	45.00	令和3年3月31日	令和3年6月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額(円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	116,312,130	85.00	令和4年3月31日	令和4年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電子応用機器の製造販売事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金を調達(主に銀行借入)しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建ての債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金は、主に営業活動に係る資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、4年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、営業部及び管理部が主要な取引先及び貸付先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、資金会計要領に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替相場の状況により、半年を限度として、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	61,195	61,765	570
② その他有価証券	36,740	36,740	—
資 産 計	97,935	98,505	570
長期借入金	174,700	175,963	1,263
負 債 計	174,700	175,963	1,263

注1. 金融資産の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	—	—	—
	社債	61,195	61,765	570
	その他	—	—	—
小 計		61,195	61,765	570
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
小 計		—	—	—
合 計		61,195	61,765	570

② その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	株式	12,625	4,076	8,548
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
小 計		12,625	4,076	8,548
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	24,115	29,695	△5,580
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
小 計		24,115	29,695	△5,580
合 計		36,740	33,771	2,968

負 債

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

注2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	12,200

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

注3. 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1 年 内	1 年 超 2 年 内
投資有価証券		
満期保有目的の債券	—	61,195
合 計	—	61,195

注4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年 内	1 年 超 2 年 内	2 年 超 3 年 内	3 年 超 4 年 内
長期借入金	37,340	56,072	62,736	18,552

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券	36,740	—	—	36,740
資 産 計	36,740	—	—	36,740

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	61,765	—	61,765
資 産 計	—	61,765	—	61,765
長期借入金	—	175,963	—	175,963
負 債 計	—	175,963	—	175,963

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,392円34銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 248円75銭 |

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合 計
	X線残留応力 測定装置関連	ヘルスケア 装置関連	光応用・特殊 機器装置関連	
売上高				
一時点で移転される財又はサービス	715,994	982,941	592,054	2,290,990
一定の期間にわたり移転されるサービス	—	—	154,237	154,237
顧客との契約から生じる収益	715,994	982,941	746,292	2,445,227
外部顧客への売上高	715,994	982,941	746,292	2,445,227

独立監査人の監査報告書

令和4年5月24日

パルステック工業株式会社

取締役会 御中

ときわ監査法人

静岡県浜松市

代表社員 公認会計士 鈴木 啓 市
業務執行社員

代表社員 公認会計士 佐藤 豪
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パルステック工業株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パルステック工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,433,762	流 動 負 債	771,740
現金及び預金	2,155,506	支払手形	20,668
受取手形	217,540	電子記録債務	234,202
売掛金	462,363	買掛金	43,126
仕掛品	421,978	1年内返済予定の長期借入金	37,340
原材料及び貯蔵品	168,734	未払金	44,256
その他	7,638	未払法人税等	94,694
		賞与引当金	117,204
		その他	180,249
固 定 資 産	1,201,833	固 定 負 債	599,933
有形固定資産	536,750	長期借入金	137,360
建物及び構築物	246,786	退職給付引当金	462,573
機械及び装置	41,657		
工具、器具及び備品	51,627	負 債 合 計	1,371,674
土地	196,055	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	622	株 主 資 本	3,260,954
その他	0	資本金	1,491,375
無形固定資産	22,707	資本剰余金	929,795
投資その他の資産	642,376	資本準備金	929,795
投資有価証券	110,135	利益剰余金	1,005,993
関係会社株式	53,292	その他利益剰余金	1,005,993
長期預け金	124,535	特別償却準備金	2,747
長期預金	50,000	繰越利益剰余金	1,003,245
繰延税金資産	120,616	自 己 株 式	△166,210
その他	183,797	評価・換算差額等	2,968
		その他有価証券評価差額金	2,968
		純 資 産 合 計	3,263,922
資 産 合 計	4,635,596	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,635,596

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,415,841
売 上 原 価		1,548,729
売 上 総 利 益		867,112
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		564,203
営 業 利 益		302,909
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,330	
為 替 差 益	17,491	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,800	
売 電 収 入	12,431	
助 成 金 収 入	5,549	
そ の 他	4,095	46,698
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	483	
売 電 費 用	7,106	7,590
経 常 利 益		342,017
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	210	210
税 引 前 当 期 純 利 益		341,807
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	89,544	
法 人 税 等 調 整 額	△78,345	11,199
当 期 純 利 益		330,608

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	その他利益剰余金	
			特別償却準備金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,491,375	929,795	5,494	731,476
当期変動額				
剰余金の配当				△61,586
当期純利益				330,608
特別償却準備金の取崩			△2,747	2,747
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△2,747	271,769
当期末残高	1,491,375	929,795	2,747	1,003,245

	株主資本		評価・換算 差 額 等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△165,878	2,992,264	8,912	3,001,177
当期変動額				
剰余金の配当		△61,586		△61,586
当期純利益		330,608		330,608
特別償却準備金の取崩		—		—
自己株式の取得	△332	△332		△332
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△5,944	△5,944
当期変動額合計	△332	268,689	△5,944	262,744
当期末残高	△166,210	3,260,954	2,968	3,263,922

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式	総平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以 外のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 総平均法により算定)
市場価格のない株式等	総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法により算定)
原材料	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物	3～38年
機 械 及 び 装 置	2～17年
工 具、器 具 及 び 備 品	2～20年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

X線残留力測定装置の製造及び販売、医療機器関連の受託開発及び受託製造、顧客仕様に基づく計測・制御・データ処理等を行う専用機器・装置の製造及び販売等をしております。

(2) 企業が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点

顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたものと判断しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたします。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。）等を当事業年度の期首から適用しております。

(貸借対照表)

前事業年度において「支払手形」に含めておりました「電子記録債務」（前事業年度172,256千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度において、繰延税金資産を120,616千円計上しております。

なお、見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表の(会計上の見積りに関する注記)をご参照ください。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
担保に供している資産	建物及び構築物	670千円
	機械及び装置	39,538
	土地	47,320
	長期預金	50,000
	計	137,528千円
担保資産に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	10,320千円
	長期借入金	64,380
	計	74,700千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		1,425,649千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務		
	短期金銭債務	797千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	売上高	44,345千円
	仕入高	2,920
	販売費及び一般管理費	6,782
2. 棚卸資産の収益性の低下による期末簿価切下額		92,182千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	25,081株
--------------------	------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	23,528千円
棚卸資産評価損	51,538
賞与引当金	34,997
退職給付引当金	138,124
減損損失	23,298
その他	22,696
繰延税金資産小計	294,184千円
評価性引当額	△172,398
繰延税金資産合計	121,786千円

繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金負債

特別償却準備金	1,169千円
繰延税金負債合計	1,169千円

繰延税金資産純額	120,616千円
----------	-----------

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,385円25銭
2. 1株当たり当期純利益	241円58銭

独立監査人の監査報告書

令和4年5月24日

パルステック工業株式会社

取締役会 御中

ときわ監査法人

静岡県浜松市

代表社員 公認会計士 鈴木 啓 市
業務執行社員

代表社員 公認会計士 佐藤 豪
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パルステック工業株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び東京営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び業務執行責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月24日

パルステック工業株式会社 監査役会

常勤監査役 松 島 靖 文 ⑩

社外監査役 片 田 直 樹 ⑩

社外監査役 岡 本 英 次 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、業績に応じて安定的な配当を継続して行うとともに、内部留保資金は、事業のさらなる拡大・発展を図るため、新規事業の創出、新製品・新技術の開発、生産・研究開発用設備等に充当することを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、配当性向30%を基本方針としておりますが、現在の経営環境や受注残高等を総合的に勘案し、以下のとおり実施したいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき85円
総額 116,312,130円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第一条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が令和4年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) その他、現行定款第34条第3項について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

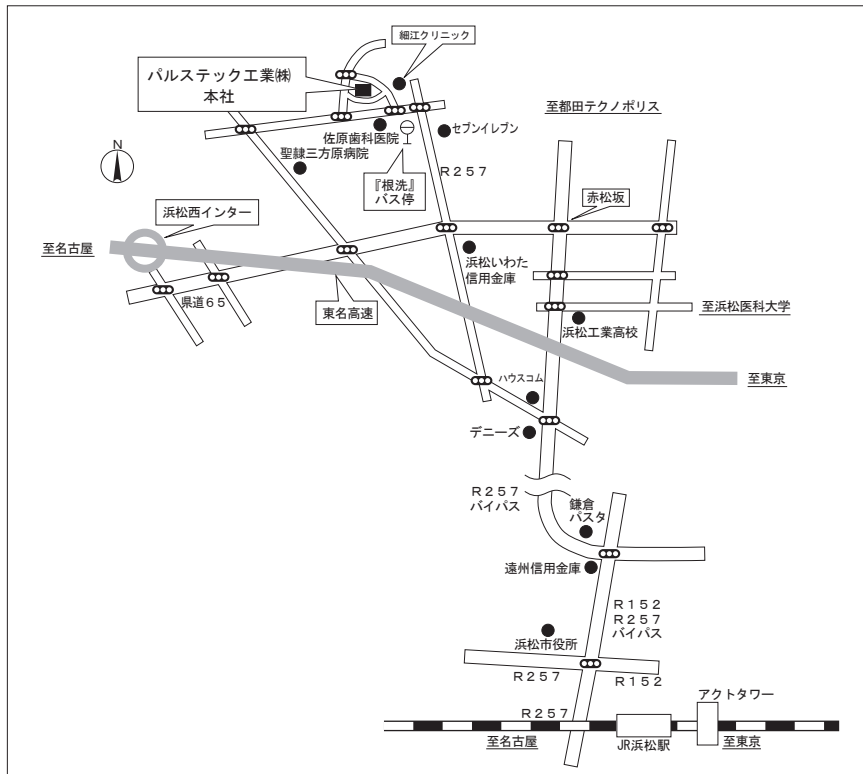
現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、<u>株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 「会社法」第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 「会社法」第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の35
当 社 本社 4階会議室
電 話 (053) 522-3611 (代表)



交通のご案内

- 【自動車】
 - ・ JR東海道本線「浜松駅」からタクシー（自動車）で約45分
 - ・ 東名高速道路「浜松西インター」から約15分
- 【バス】
 - ・ JR東海道本線「浜松駅」バスターミナル⑮番のりばから遠州鉄道バス（43根洗・聖隷三方原病院行、43根洗・金指・気賀行、44市役所・伊平行、45市役所・奥山行）で約45分（バス停『根洗』で下車後徒歩約20分）